

奈良県営水道企業管理規程第三号



県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

第十条の二第二項中「第十五条第五項」を「第十五条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十五条第三項の管理者が定める手続は、知事部局職員の例による。